

# 障害学生支援室(OSD)だより

～ご存知ですか？障害者権利条約と障害者差別解消法～

第1号 平成26年4月1日

## 内容

- 1 はじめに
- 2 ご存知ですか？障害者権利条約が批准されました
- 3 障害者差別解消法の施行と大学における障害学生支援
- 4 合理的配慮の考え方
- 5 平成28年4月までに準備を(障害者差別解消法)

## はじめに

新年度を迎え、多くの新入生、教職員の皆さんを筑波大学の一員としてお迎えすることとなりました。

今回、この機会に障害学生支援に関わる大きなトピックスと障害学生支援室の活動内容を皆さんに深くご理解いただくため、OSDだよりをお届けします。

## ご存知ですか？

### 障害者権利条約が批准されました

これまで日本は、国連の定めた「**障害者権利条約**」(2008年5月発効)に批准していませんでした。関連する国内法が条約の求める水準に達していないとされていたからです。

そこで日本は、国連の条約発行から約5年の歳月をかけ、様々な国内法の整備(障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定)をおこない、今年2014年1月20日、ついに条約の批准(141番目)が実現しました。

残念ながら報道が少なかったこともあり、ご存知ない方も多いのですが、**日本における障害者支援の考え方が大きく変わる転換点**となりうるビッグニュースです。

## 障害者差別解消法の施行と

### 大学における障害学生支援の変化

障害者権利条約に批准するための国内法の整備の1つに、「**障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)**」の成立があげられます。

この障害者差別解消法では、行政機関等での障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めており、**大学等、すなわち各受入教育組織にも「差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が義務として課せられること**になります。

#### これまで

障害のある学生への配慮は、**大学、教育組織、教員等の判断**で行う。

場合によっては提供する側の考えや都合によって希望に沿えない場合があってもやむを得ない。

#### 今後

**学生からの申し出**に対し、そのニーズに応じて、各教育組織は、「**合理的配慮**」を検討し、**提供しなければならぬ**。  
合理的配慮の否定は、**差別とみなされ、法律により禁止される**。

## ～ご存知ですか？障害者権利条約と障害者差別解消法～

### 合理的配慮のポイント

- 障害学生の教育を受ける権利を保障するために必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- 個々の学生の教育的ニーズに応じて提供
- 他の学生に、教育上多大な影響を及ぼすような変更や調整は行わない
- 体制面、財政面において、均衡を失した、または過度の負担を課さないもの

### 合理的配慮の考え方

合理的配慮とは、「障害のある学生が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、**大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、個別に提供されるもの」（障害のある学生の修学支援に関する検討会報告第一次まとめ、2012）と定義されています。

つまり、具体的な配慮内容は、個々の学生の状態や特性、教育的ニーズ等によって異なるため、多様性および個別性が高く、**当該学生の意思と教育的ニーズを可能な限り尊重し、配慮内容について学生本人を含めた関係者間（受入教育組織や障害学生支援室等）で十分に合意形成及び共通理解を図った上で決定することが**必要です。

障害学生支援室では、その調整をお手伝い致しますので遠慮無くご相談ください。

### 平成28年4月までに準備を

「障害者差別解消法」は平成28年4月より施行されますので、それまでに学内の全ての組織において必要な準備をしなければなりません。

上述したように、「合理的配慮」は、あらかじめ大学等が準備している支援メニューを障害種別等で当てはめるものではなく、支援を求める学生とともに検討していくものです。そして、その合理的配慮の提供は、障害学生支援室だけが行うものではなく、障害学生の教育・支援の主体である**各受入教育組織が検討・実施するもの**です。障害学生支援室では、各教育組織が障害学生の教育・支援の実施に窮することのないよう、専門的見地から助力・助言を行います。

やる気と能力のある障害学生の学ぶ機会を確保するため、学長のリーダーシップのもと、各受入教育組織と障害学生支援室とが密に連携していく必要があります。教職員各位のより一層のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 筑波大学障害学生支援室

(Office for Students with Disabilities : OSD)

障害学生支援に関するご相談がございましたら、下記までご連絡ください。

場所：第2エリア 2A208

開室時間： 8:30～12:15 13:15～17:15

TEL/FAX： 029-853-4584 （内線4584）

E-mail： shougai-shien@un.tsukuba.ac.jp

URL： <http://www.human.tsukuba.ac.jp/shien/>

